

平成26年4月8日消費者委員会本会議追加説明資料

成年後見制度に係る地方自治体の取組への助成制度に関する説明資料

(H25年度実績・H26年度予算及び取組方針)

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

地域支援事業の概要

26年度予算 642億円

- 要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容

(1) 介護予防事業

- ア 二次予防事業（二次予防事業の対象者に対する事業）
- ・ 二次予防事業の対象者把握事業
 - ・ 通所型介護予防事業
 - ・ 訪問型介護予防事業
 - ・ 二次予防事業評価事業
- イ 一次予防事業（全ての第1号被保険者を対象とする事業）
- ・ 介護予防普及啓発事業
 - ・ 地域介護予防活動支援事業
 - ※ボランティア等の人材育成、地域活動組織の育成・支援 等
 - ・ 一次予防事業評価事業

※(3)を導入する市町村は、(3)の事業の中で実施

(2) 包括的支援事業

- ア 介護予防ケアマネジメント業務
- イ 総合相談支援業務
- ※地域の高齢者の実態把握、生活支援サービスとの調整 等
- ウ 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
- エ 包括的・継続的マネジメント支援業務
- ※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（平成24年度創設）※導入は任意

- ア 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業
- ・ 予防サービス事業（通所型、訪問型等）
 - ・ 生活支援サービス事業（配食、見守り等）
 - ・ ケアマネジメント事業
 - ・ 二次予防事業対象者の把握事業
 - ・ 評価事業
- イ 一次予防事業

(4) 任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、配食・見守り
成年後見制度利用支援事業 等

○地域支援事業の事業費

市町村は、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定める。

※ 政令で事業費の上限を規定（市町村が介護保険事業計画に定める介護給付見込額に対する以下の割合を上限とする。）

地域支援事業	3.0%以内
「介護予防事業」又は「介護予防・日常生活支援総合事業」	2.0%以内
「包括的支援事業」＋「任意事業」	2.0%以内

※ 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村のうち厚生労働大臣の認定を受けたときは、上限の引上げが可能

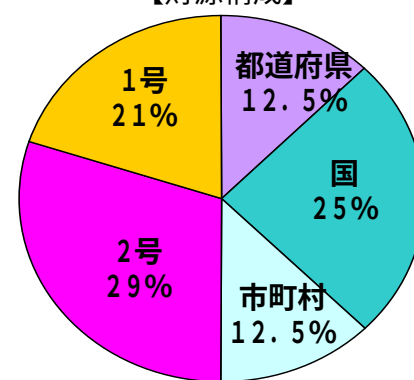
地域支援事業	3.0%＋1%以内
介護予防・日常生活支援総合事業	2.0%＋1%以内
総合事業以外の事業	2.0%以内

○地域支援事業の財源構成

介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業

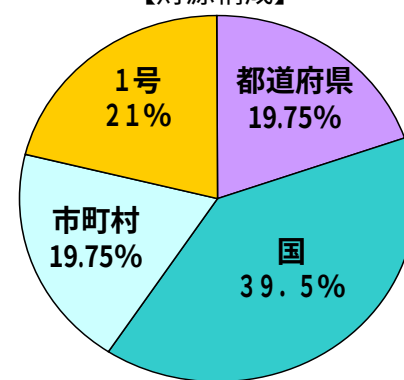
【財源構成】



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業・任意事業

【財源構成】



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。
(国：都道府県：市町村＝2：1：1)

成年後見制度利用支援事業 (高齢者関係)

1. 事業内容

○市町村が次のような取り組みを行う場合に、国として交付金を交付する。

(1) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等

(2) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
(例) 介護保険サービスを利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費 (申立手数料、登記手数料、鑑定費用など)
 - ・ 後見人の報酬の一部等

2. 予算額 (地域支援事業交付金)

平成24年度	642億円の内数	平成25年度	623億円の内数	平成26年度	642億円の内数
--------	----------	--------	----------	--------	----------

3. 事業実施状況

平成24年4月1日現在 1,197／1,742市区町村 (68.7%)

平成25年4月1日現在 1,270／1,742市区町村 (72.9%)

市民後見推進事業

(平成23年度から実施)

1. 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、弁護士などの専門職のみでなく、市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）も後見等の業務を担えるよう、市町村(特別区含む)で市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域での市民後見人の活動を推進する取組を支援するもの。

2. 事業内容

(1) 市民後見人養成のための研修の実施

ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

イ 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 市民後見人の活用等のための地域の実態把握

イ 市民後見推進のための検討会等の実施

(3) 市民後見人の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

イ 市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築

(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

3. 予算額・実施状況

平成23年度	予算1.1億円、	実施個所	37市区町	(26都道府県)
平成24年度	予算2.1億円、	実施個所	87市区町	(33都道府県)
平成25年度	予算2.1億円、	実施個所	128市区町村	(34都道府県)
平成26年度	予算2.1億円			

高齢者権利擁護等推進事業のうち都道府県市民後見人育成事業

○都道府県市民後見人育成事業（平成23年度創設、24年度拡充（養成⇒育成））

市町村における市民後見の取組を支援するため、市町村が単独では市民後見人の育成が困難な場合などに、都道府県が広域的な支援の観点から、市民後見人の養成や活動支援を行うための事業を実施する。

ア 市民後見人養成のための研修の実施

（ア）研修対象者

市民後見人として活動することを希望する都道府県内の住民

（イ）研修内容等

都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

イ 市民後見人が円滑に後見等の業務を行うための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築 等

ウ その他

都道府県は、管内市町村の市民後見の取組を支援する方策を検討するなど、市町村における取組が円滑に実施されるよう、「都道府県認知症施策推進事業」も活用すること。

エ 予算額・実施状況

平成23年度	1.6億円の内数	実施個所	3府県
平成24年度	1.3億円の内数	実施個所	7府県
平成25年度	1.2億円の内数	実施個所	8府県
平成26年度	1.0億円の内数		